平成19年度大気汚染防止法に係る施行状況について (概要)

全国の都道府県及び法の政令で定める市を対象に、大気汚染防止法に基づき届出されたばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設等に係る平成18年度末現在における大気汚染防止法の施行状況をとりまとめた。

1. 届出状況

(1) ばい煙発生施設

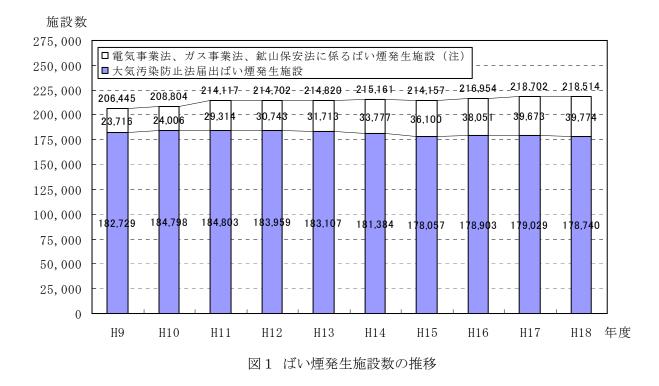
ばい煙発生施設数の推移を表1及び図1に示す。

平成18年度末現在のばい煙発生施設数は218,514施設であり、平成17年度末より188施設減少している。また、種類別のばい煙発生施設数は、表2に示すとおり、ボイラーが141,466施設(64.7%)と最も多く、次いでディーゼル機関の32,608施設(14.9%)となっている。

for the		工場・		
年度	全施設	大気 ^(注1)	電気・ガス・鉱山(注2)	事業場数
平成14年度	215, 161	181, 384	33, 777	91, 010
平成15年度	214, 157	178, 057	36, 100	91,020
平成16年度	216, 954	178, 903	38, 051	92, 154
平成17年度	218, 702	179, 029	39, 673	91, 999
平成18年度	218, 514	178, 740	39, 774	92, 149

表1 ばい煙発生施設届出施設数

- (注1) 大気汚染防止法届出ばい煙発生施設
- (注2) 電気:電気事業法に係るばい煙発生施設、ガス:ガス事業法に係るばい煙発生施設、鉱山:鉱山保安法に係る ばい煙発生施設



(注) 平成11年度以前は、鉱山保安法に係るばい煙発生施設を除く。

表2 種類別のばい煙発生施設数

施設名	施設数	割合(%)
ボイラー	141, 466	64. 7
ディーゼル機関	32, 608	14. 9
ガスタービン	8, 196	3.8
金属加熱炉	7, 478	3. 4
乾燥炉	7, 371	3.4
廃棄物焼却炉	6, 391	2.9
金属溶解炉	4, 242	1.9
窯業焼成炉	3, 163	1.5
その他	7, 599	3. 5
合 計	218, 514	100.0

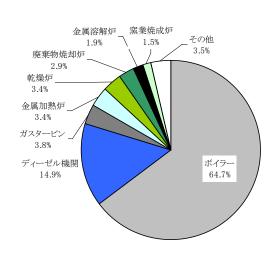


図2 種類別のばい煙発生施設数

(2) 揮発性有機化合物排出施設

揮発性有機化合物排出施設数を表 3 (平成18年度から規制開始) に示す。平成18年度末の揮発性有機化合物排出施設数は3,741施設(1,189工場)である。施設種類別の揮発性有機化合物排出施設数は、表 4 に示すとおり、粘着テープ又は包装材料等の製造に係る接着用の乾燥施設が865施設(23.1%)と最も多く、次いで塗装施設の767施設(20.5%)となっている。

表 3 揮発性有機化合物排出施設届出施設数

		届出施設数		工場・
	全施設	大気 ^(注1)	電気・ガス・鉱山 ^(注2)	事業場数
平成18年度	3, 741	3, 739	2	1, 189

(注1) 大気汚染防止法届出揮発性有機化合物排出施設

(注2) 電気:電気事業法に係る揮発性有機化合物排出施設、ガス:ガス事業法に係る揮発性有機化合物排出施設、

鉱山:鉱山保安法に係る揮発性有機化合物排出施設

表 4 施設種類別の揮発性有機化合物排出施設数

施設名	施設数	割合(%)
粘着テープ又は包装材料等の製造 に係る接着用の乾燥施設	865	23. 1
塗装施設	767	20. 5
塗装用の乾燥施設	533	14. 2
印刷用の乾燥施設(グラビア印刷 に係るものに限る。)	421	11.3
揮発性有機化合物の貯蔵タンク	302	8. 1
化学製品製造用の乾燥施設	295	7. 9
接着用の乾燥施設	261	7. 0
工業用の洗浄施設	140	3. 7
印刷用の乾燥施設(オフセット輪 転印刷に係るものに限る。)	157	4. 2
合 計	3, 741	100.0

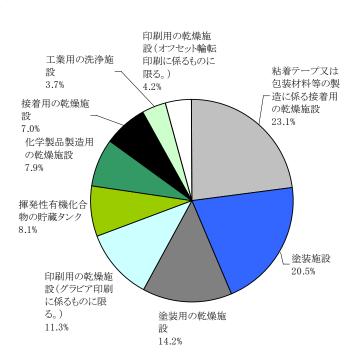


図3 施設種類別の揮発性有機化合物排出施設数

(3) 一般粉じん発生施設

一般粉じん発生施設数の推移を表5及び図4に示す。

平成18年度末現在の一般粉じん発生施設数は66,134施設であり、平成17年度末より524施設増 加している。また、種類別の一般粉じん発生施設数は表6に示すとおり、コンベアが37,823施設 (57.2%) と最も多くなっている。

		工場・				
年度	全施設	大気 (注1)	電気・ガス・鉱山 (注2)	事業場数		
平成14年度	64, 514	61, 867	2, 647	9, 625		
平成15年度	65, 437	62, 587	2, 850	9, 715		
平成16年度	65, 556	62, 407	3, 149	9, 944		
平成17年度	65, 610	62, 397	3, 213	10, 045		
平成18年度	66, 134	62, 657	3, 477	10, 093		

表5 一般粉じん発生施設届出施設数

80,000 □ 電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法に係る一般粉じん発生施設(注) ■ 大気汚染防止法届出一般粉じん発生施設 70,000 65,556 65,610 66,134 65,437 64,514 63,633 62,369 60,607 60,249 59,502 - -2 128 - - 3,213 - - -2-647 2,850 60,000 1.902 ---3,477 875 668 1,034 50,000 40,000 -98.46β - - 59.732 - - - 59.58|- - - 60.46γ - - - 61.505 - _ - 61.86γ - _ - 62.58γ - _ - 62.40γ - _ 62.39γ - _ 30,000 20,000 10,000 0 Н9 H10 H11 H12 H13 H14 H16 H17 H18 年度 H15

施設数

(注) 平成11年度以前は、鉱山保安法に係る一般粉じん発生施設を除く。

図4 一般粉じん発生施設数の推移

⁽注1) 大気汚染防止法届出一般粉じん発生施設

⁽注2) 電気:電気事業法に係る一般粉じん発生施設、ガス:ガス事業法に係る一般粉じん発生施設、鉱山:鉱山保安法 に係る一般粉じん発生施設

表 6 種類別の一般粉じん発生施設数

施設名	施設数	割合(%)
コンベア	37, 823	57. 2
堆積場	10, 946	16. 5
破砕機 ・摩砕機	10, 758	16. 3
ふるい	6, 506	9.8
コークス炉	101	0.2
合 計	66, 134	100.0

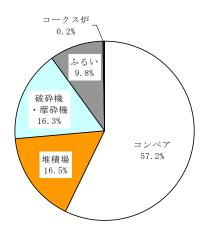


図5 種類別の一般粉じん発生施設数

(4) 特定粉じん発生施設

特定粉じん発生施設数の推移を表7及び図6に示す。

平成18年度末現在の特定粉じん発生施設数は6施設であり、平成17年度末より88施設減少している。また、種類別の特定粉じん発生施設数は表8に示すとおり切断機が5施設、プレスが1施設となっている。

なお、電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法に係る特定粉じん発生施設は0施設であった。

※特定粉じんとは石綿 (アスベスト) をいう。

年度 届出施設数 工場・事業場数 平成14年度 181 1, 137 平成15年度 929 158 平成16年度 555 113 平成17年度 94 27 平成18年度 6 2

表 7 特定粉じん発生施設届出施設数

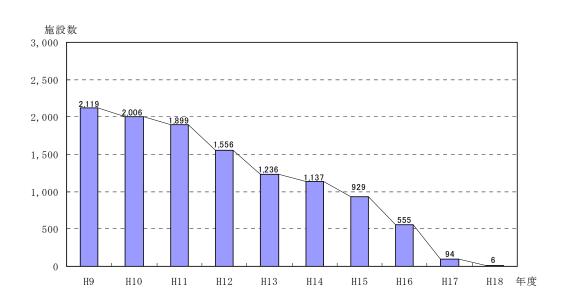


図6 特定粉じん発生施設数の推移

表8 種類別の特定粉じん発生施設

施設名	施設数	割合(%)
切断機	5	83. 3
プレス	1	16. 7
合 計	6	100.0

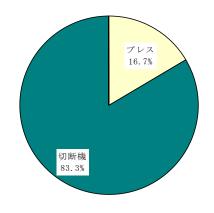


図7 種類別の特定粉じん発生施設

(5) 特定粉じん排出等作業

特定粉じん排出等作業実施件数の推移を表 9 及び図 8 に示す。平成18年度における特定粉じん排出等作業の実施件数は21,007件であり、平成17年度よりも増加している。その内訳は、通常の解体工事等に係るものが21,001件、災害その他非常の事態の発生によるものは6件であった。また、種類別の特定粉じん排出等作業実施件数は表10に示すとおり、改造・補修作業が17,875 (84.1%)、解体作業が2,590件 (12.2%) の順となっている。

※特定粉じん排出等作業とは、特定建築材料(吹付け石綿、石綿を含む断熱材・保温材・耐火被覆材)が使用されている建築物の解体等作業をいう。なお、平成18年2月28日以前までは、吹付け石綿が一定規模以上使用されている建築物の解体等の作業をいう。

		実施件数				
年度	全件数	通常の解体工事等 に係るもの	災害その他非常の 事態の発生によるもの			
平成14年度	1, 191	1, 191	0			
平成15年度	1, 410	1, 410	0			
平成16年度	1,644	1,639	5			
平成17年度	10, 040	10, 040	0			
平成18年度	21,007	21,001	6			

表 9 特定粉じん排出等作業実施件数



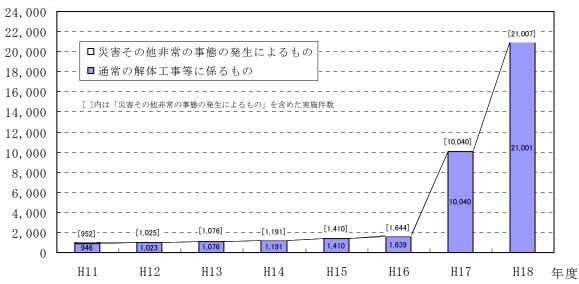


図8 特定粉じん排出等作業実施件数の推移

表10 種類別の特定粉じん排出等作業実施件数

作業名	届出数	割合(%)
改造・補修作業	17, 875	84. 1
解体作業	2, 590	12. 2
特定建築材料の事前撤去が 著しく困難な解体作業	24	0.1
石綿を含有する断熱材、保 温材、耐火被覆材を除去す る解体作業	754	3. 6
合 計	21, 243 (21, 007)	100.0

※ ()内は作業の重複を除いた場合の実施件数

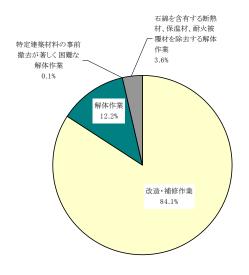


図 9 種類別の特定粉じん排出等作業実施件数

2. 規制事務実施状況

(1) 立入検査

立入検査実施工場・事業場数の推移を表11に示す。

平成18年度に都道府県等が立入検査を行った工場・事業場数は29,971件であった。また、その内訳は、ばい煙発生施設設置工場・事業場に対するものが16,085件であり、特定粉じん排出等作業に対するものが11,393件となっている。

式II 显为特益人地工物 事术物数。为此例					
区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
ばい煙発生施設設置工場・事業場	21,074	20,700	19,184	17,984	16,085
揮発性有機化合物排出工場·事業場	_		_		718
一般粉じん発生施設設置工場・事業場	1,807	1,801	1,731	2,083	1,723
特定粉じん発生施設設置工場・事業場	98	95	65	305	29
特定施設 ^(注) 設置工場·事業場	44	80	74	2	23
特定粉じん排出等作業	211	271	416	7,045	11,393
合 計	23,234	22,947	21,470	27,419	29,971

表11 立入検査実施工場・事業場数の推移

(2) 行政処分

行政処分施設数の推移を表12に示す。

平成18年度に都道府県等が行った行政処分施設数等は、13施設であった。

区 分 平成14年度 平成15年度 平成16年度 平成17年度 平成18年度 計画変更命令施設数 0 0 0 0 0 (ばい煙発生施設) 計画変更命令数 0 0 0 0 0 (特定粉じん排出等作業) 改善命令又は一時使用停止命令 1 4 3 1 0 施設数 (ばい煙発生施設) 作業基準適合命令又は一時停止命令件数 0 1 0 2 13 (特定粉じん排出等作業) 事故時の措置命令施設数 (特定施設) 0 0 0 その他の命令施設数 0 6 計 3 3 13

表12 行政処分施設数等の推移

⁽注) 特定施設とは、化学的処理に伴いアンモニア等の特定物質(28物質)を発生させる施設であり、 事故時の措置が規定されている。

(3) 法律違反の告発

都道府県等が行った排出基準違反、改善命令違反等の法律違反告発件数は0件であった。

(4) 勧告その他の行政指導

勧告その他の行政指導施設数等の推移を表13に示す。

平成18年度に都道府県等が行った勧告その他の行政指導施設数等は483件であった。また、その内訳は、ばい煙発生施設が351施設であり、その大半を占めている。

表13 勧告その他の行政指導施設数等の推移

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
季節による燃料使用基準適合勧告施設数(*) (ばい煙発生施設)	0	0	0	0	0
SO _x 指定地域内燃料使用基準適合勧告 工場・事業場数(*) (ばい煙発生施設)	0	3	0	0	0
その他の行政指導施設数 (ばい煙発生施設)	528	484	485	405	351
その他の行政指導施設数 (揮発性有機化合物排出施設)	_	_	_	_	2
その他の行政指導施設数 (一般粉じん発生施設)	57	50	44	16	15
その他の行政指導施設数 (特定粉じん発生施設)	0	0	1	3	0
その他の行政指導数 (特定粉じん排出等作業)	5	8	17	83	109
その他の行政指導施設数 (特定施設)	0	1	0	0	6
その他の行政指導施設数 (指定物質排出施設)	0	3	0	0	0
合 計	590	549	547	507	483

⁽注1) (*)は、法に基づく勧告である。

⁽注2) 指定物質排出施設とはベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを排出し、又は飛散させる施設で施行令別表第6(施行令附則第4項関係)に係る施設をいう。